

京田辺市学校教育審議会「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について」

資料1①

～ 中長期的な課題に対するこれまでの審議 ～

●審議会の基本的な考え方

小規模校では「児童生徒一人一人に目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい」といったメリットがある一方で、大規模校は「集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい」といったメリットも存在していることから、現在における児童生徒数の多寡という側面だけを捉え議論するのではなく、学校の地域における役割、今後の児童生徒数の推移、学校施設の規模や老朽化による修繕の必要性等を踏まえながら、総合的に判断し、児童生徒にとってよりよい教育環境はどうあるべきについての議論を行い、その上で偏在の解消に向けた対策を審議していく。

(令和5年 学校教育審議会中間答申)

●全体の方向性

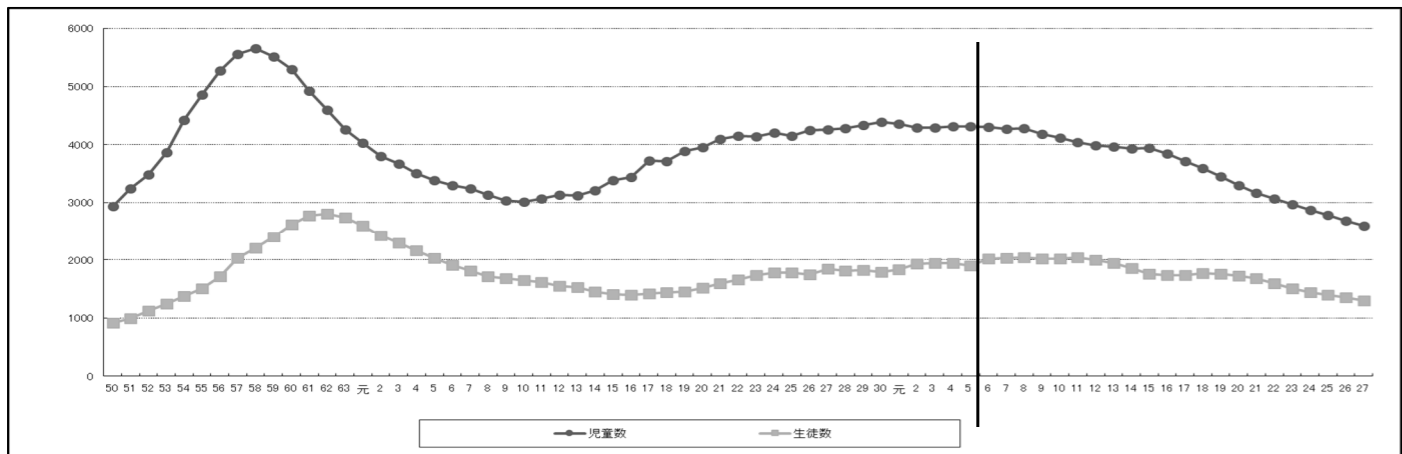
- (1) 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策については、学校の特色化を進めながら、学校選択制、校区の適正化、小中一貫教育の導入など様々な制度のうち、京田辺市が導入するにあたって最も望ましい制度を慎重に検討する。
- (2) 学校間の児童生徒数の偏在の解消に向け、市立学校が抱える課題を、短期的に解決すべきもの、中長期的に検討すべきものに整理する。
- (3) 短期的に解決すべき課題は、優先的に市教育委員会に対し答申する。
- (4) 中長期的に検討すべき課題は、短期的に解決すべき課題について答申を行った後、各学校の特色化や規模、通学距離、地域コミュニティなどに配慮しつつ、偏在の解消に向けた対策を継続して審議する。

(令和5年 学校教育審議会中間答申)

1 市立小中学校の現状と児童生徒数の推移

(令和5年5月1日現在)

学校名	児童生徒数	学級数	学校名	児童生徒数	学級数
大住小学校	206人	9(2)	田辺小学校	645人	23(3)
草内小学校	310人	14(2)	三山木小学校	1,144人	41(5)
普賢寺小学校	109人	7(1)	田辺東小学校	168人	9(3)
松井ヶ丘小学校	627人	25(5)	薪小学校	641人	25(3)
桃園小学校	469人	19(2)			
田辺中学校	946人	28(3)	大住中学校	709人	21(2)
培良中学校	249人	10(2)	()は特別支援学級の数		



2 令和5年度 審議の結果と課題整理

- 第1回(令和5年7月11日) ・京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について
- 第2回(令和5年9月26日) ・京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について((仮称)地域別懇談会の実施について)
- 第3回(令和6年1月30日) ・京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策について(「これからの市立小中学校を語る地域別懇談会」の結果等について)
- 第4回(令和6年3月26日) ・審議(令和5年度審議のまとめ 等)

★「これからの市立小中学校を語る地域別懇談会」

【大住中学校区ブロック】(令和5年11月18日)・・・PTA業務の負担や子どもたちの社交性、社会性の醸成に係る問題等小規模校が抱える課題についての意見 等があった。

【田辺中学校区ブロック】(令和5年11月26日)・・・(過)大規模校は教育環境のみならず安全面からも速やかに偏在解消に向けた取組を求める意見 等があった。

【培良中学校区ブロック】(令和5年12月3日)・・・小規模校は先生と児童生徒の距離が近く、目が行き届いている感が強いのでそこは大切にしていきたいという意見や小規模校のマイナス面にだけ目を向けるのではなく、そういった学校にしっかり特色を持たせることが重要という意見 等があった。

3 今後の方向性

○第Ⅰ期 令和8年から令和17年まで10年間

<この時期の背景>

市全体として、児童生徒数は減少又は横ばい傾向にあるが、校区内に開発区域を抱える学校では増加することとなる。また、新たに住宅開発予定の地域もあり、学校間でアンバランスが見られる時期となる。

<重要課題>	<検討すべき事項>	<対策例>
・(過)大規模校の解消 ・小規模校の解消	・地域への配慮 ・校区再編に否定的な意見が多い。 ・統廃合でも12～18(24)学級に収束しにくい。	・学校選択制度の導入

○第Ⅱ期 令和18年から令和27年までの10年間

<この時期の背景>

市の人口が減少していくなかで、全ての学校の児童生徒数が減少し、学校によっては1学年1学級が常態化する時期となる。

<重要課題>	<検討すべき事項>	<対策例>
・学校の適正規模をいかに確保していくか。	・地域への配慮を行いながらも、児童(生徒)数の減少に伴う教育環境の変化にどう対処するか。 ・学校の老朽化に伴う改築(長寿命改修工事)の計画的な実施	・校区再編・統廃合も踏まえた取組の実施

○期間を通じて

- ・これまでの経緯(学校の成り立ちや特認校制度を導入した背景)や地理的な条件から、小規模特認校として存続することとした学校に対し、小規模校の良さを大切に取組を継続して実施
- ・小中一貫教育の導入に向けた検討 等

「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の
解消に向けた対策について」

～ 中長期的な課題に対するこれまでの審議 ～

令和6年（2024年）3月26日
京田辺市学校教育審議会

1 令和5年度の審議過程

京田辺市学校教育審議会（以下「審議会」）では、京田辺市教育委員会（以下「教育委員会」）から諮問を受けた「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」について、令和5年度に4回の審議を行い、また、各中学校区において「これからの市立小中学校を語る地域別懇談会」（以下「地域別懇談会」）を開催した。

これらの取組において把握した課題等を踏まえ、今後の審議会では偏在の解消に向けた対策を審議していくこととなるが、一部の（過）大規模校では引き続き児童生徒数の増加が見込まれており、迅速な対応が求められることから、令和6年中に教育委員会に対し答申を行うこととしたため、計画的に審議を進めていく必要がある。

なお、この答申では、令和5年3月に審議会が行った中間答申¹において指摘しているとおり、偏在の解消に向けた中・長期的な対策について言及することとなる。

そのため、審議を進めるにあたっては、本市の児童生徒数の将来推計をはじめ、GIGAスクール構想の実現に向けICTを教育に最大限活用した取組が進められている点等教育を取り巻く社会情勢の変化にも配慮し、かつ、老朽化する本市学校施設の更新といった市の財政負担の側面も踏まえる必要があるという整理を行った。

また、審議会では、学校は地域の核であり地域と連携しながら教育活動を充実させてきたという点や、各学校において特色ある教育活動に取り組んでおり、小規模校、大規模校それぞれに利点があることについては異論がなく、各学校の児童生徒数の多寡のみに着目した画一的な対策については、従前のとおり行わないことを確認した。

令和6年度において、上記の点を踏まえながら審議を進めることとする。

¹ <https://www.city.kyotanabe.lg.jp/0000015998.html> 参照

2 審議（地域別懇談会を含む。）の結果と課題整理

令和5年度に実施した4回の審議及び地域別懇談会の開催を通し、市立小中学校の成り立ちや現状、今後の動向を把握するとともに、区・自治会代表の方や学校関係者から直接ご意見をお伺いし、各中学校区の抱える課題等について下記のとおり整理した。

[大住中学校区]

歴史があり、地域と深いつながりを有する学校が存在しており、偏在問題の解消に向け校区再編・統廃合という対策を検討するにあたっては、地域の方の理解を得るために時間を要する。

このようななか、社会構造の変化に伴い、地域の方が学校行事へ参画しにくい現状があることや保護者がPTA活動に対し負担を感じていることから、行事等の取組について検討が必要となっている。また、小規模校における子どもたちの良好な教育環境を維持するため、他の校区から小規模校へ通えるような新たな体制づくりが求められている。

[田辺中学校区]

(過)大規模校に対する迅速な対策が必要となっている一方で、中学校進学時に同じ小学校出身者が少なく不安を抱えている児童が存在しているという、小規模特認校である普賢寺小学校特有の課題等への対策も求められている。

なお、各学校の成り立ち・立地から、校区再編に対する地域の方の強い思いが認められ、校区再編や統廃合について議論を行う際は、地域の方の理解を得られるよう丁寧な対応が必要となる。

[培良中学校区]

令和6年度から培良中学校へ学校選択制度が導入されることとなるが、反対に同校からも部活動の取組等を理由に他の学校を選択できるような制度が求められている。

地域の方からは、小規模校の良いところは継承しながらも、小規模化のさらなる進行を食い止めることができる施策を早急に検討してもらいたいという意見があり、そのためには学校選択制度により他校区からの受入れについて前向きな意向が示された。

3 今後の方向性

審議会では、令和5年度に整理した各中学校区の課題等をもとに、市立学校の今後の児童生徒数推計も参考としながら、偏在の解消に向けた中・長期の対策を検討するにあたっては次のように時期を分け検討するのが適当であると判断した。

はじめに、第1期は児童生徒数が減少する学校と、一方で、増加する学校が混在する時期とし、審議会が令和6年中に答申を行った後、実際に教育委員会において対策が進められる時点からおおむね10年程度（第1段階＝令和8年度から令和17年度ごろ）とし、次に第2期は、すべての学校において児童生徒数が減少を迎え始める段階とし、第1期を経てその後10年程度（令和18年度ごろから）とした。

第1期では、児童生徒数のさらなる増加が見込まれる（過）大規模校への対策を中心に据えたものになると考えている。この点について、最も即効性のある対策例として校区再編や児童生徒数が増加する南部地域への新たな学校の設置が挙げられるが、先の地域別懇談会でも意見があったように、校区再編に関しては、指定校に変更が生じる保護者や地域の方の心情等を考慮すれば、関係者に対し再編に向けた取組内容の説明に加え、十分な周知期間等を設ける必要があり、また、新設校に関しては用地確保から建設までにかかる期間を考慮すれば第1期の優先施策とすることは難しいと判断した。

このため、第1期では、学校選択制度の導入が有効な対策になるのではと考えているが、その手法等については、今後の審議において検討を行うこととする。ただし、校区に新たな開発予定地区が生じた学校については、当該校への影響が非常に大きく、校区再編という手法も含め検討することが適当と考える。

続いて第2期では、市立学校全体で児童生徒数が減少することとなる初期段階であり、一部の学校では複式学級が導入されるかもしれないという状況が見込まれる。学校を取り巻く環境が大きく変化するなかで、将来的に児童生徒が切磋琢磨し、社会性を身に付けることができるような環境をいかに整備していくかが重要となり、そのための対策を中心に据えたものになると考えている。

この点について、第1期中から学校と保護者、地域の方が意見交換を行う等連携を深められるための取組を進めるとともに、新設校の設置による市全体における学校の再配置についても検討しながら、校区再編や学校の統廃合といった新たな取組を含む対策を行うことが重要となるが、その手法等については、今後

の審議において検討を行うこととする。

4 最後に

令和5年度の審議を終え、課題や今後の方向性についてとりまとめを行ったが、「京田辺市立学校間の児童生徒数の偏在の解消に向けた対策」を検討するにあたっては、これからの社会の変化に対応した新しい学校のあり方についても検討しておくことが望ましく、また、保護者や地域の方が学校行事等へ参画しづらくなっているという現状についても配慮する必要がある。

令和6年度の審議では、これらの点もあわせ検討を進めることとし、また、こども基本法²においてこども施策の策定にあたりこどもの意見の反映が求められていることから、意見表明の機会を確保するとともに、出された意見について検討を行い、必要に応じ答申に反映できるよう努めることとする。

² こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。